

# 本巢市下水道施設太陽光発電設備導入事業にかかる仕様書

## 1. 目的

本事業は、本巢市（以下「市」という。）が所有する下水道施設の屋根や施設用地等への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を実施させることで、太陽光発電事業の普及を図り、脱炭素社会の形成に貢献することを目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 事業名

本巢市下水道施設太陽光発電設備導入事業

### (2) 事業場所

ア 本巢浄化センター 本巢市文殊3070番1

イ 真正浄化センター 本巢市小柿115番1

### (3) 事業概要

ア 事業者は、事業場所に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。

イ 事業者は、設備（太陽光発電設備及び付帯設備をいう。以下同じ。）設置が可能な施設における設置場所の提供を受け、設備を導入する。

ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

エ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

### (4) 事業期間等

ア 目的外使用許可期間の開始から撤去完了までを事業期間とする。

イ 設備の運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。ただし、市と協議のうえで延長することができるものとする。

ウ 設備の導入時期については原則、令和6年度末までとする。ただし、社会的情勢等により令和6年度末までの導入が困難な場合には、市と協議のうえで適切な時期を設定するものとする。

### (5) 事業費用

ア 事業者は、設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間及び設備の撤去工事の期間を通じて、施設の屋根や施設用地等の使用料を納付する。

イ 使用料については、最低額を年額で1㎡あたり100円（税抜）とする。事業者は、使用料を提示する場合には、その使用料の算定根拠や考え方を提示する。

ウ 使用する施設の屋根や施設用地等の面積の算定については、太陽光発電設備の水平投影面積（真上から見た時の面積）及び配線等の設置面積とし、太陽光発電設備について、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含む。

エ 使用料を納付する期間及び額については、使用開始の日から撤去工事を完了した日までの毎年度、市の発行する納付書により年額使用料を支払うものとする。ただ

し、年度途中の使用開始または終了の場合は、年額使用料を月割り計算した額とする。

### 3. 設備工事前の調査・手続

#### (1) 現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を施設管理者と協議した上で行うものとする

#### (2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とする。

#### (3) 構造調査

設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、施設管理者が保有する施設の資料を照会し構造調査を行った上で、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。

#### (4) 各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出する。

設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出する。

各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。

### 4. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。

設置の条件は以下のとおりとする。

#### (1) 設備

- ・設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

- ・設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。

- ・太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

#### (2) その他の事項

- ・事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

- ・設備の設置時に既存施設を破損した場合は事業者の負担で修復を行うこと。

- ・運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった

場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

- ・事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。説明する内容等については市と協議のうえで決定すること。

- ・事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。

## 5. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ・設備設置時には、施工方法が分かる書面を作成し、既存施設の機能に支障が無いよう施工する。また、設備に起因する既存施設への支障が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。

- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

- ・事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受ける。

- ・施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。

- ・施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

- ・既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。

- ・事業期間中、自治体の職員等が行う施設の管理及び点検等のための施設の立入りに支障が生じないようにする。

- ・設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。

- ・設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議のうえ施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示

に従うものとする。

- ・ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。

- ・ 工事完成時には、現場で市の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出する。

## 6. 維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- ・ 事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。

- ・ 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する。

- ・ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

- ・ 事業実施中に、市による改修工事等により既存施設に支障が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。

- ・ 事業実施中に既存施設に支障が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。

- ・ 設備に異常もしくは故障がある場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。

- ・ 設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合は事業者の負担とする。移設期間中の売電による事業者の収益に関して、市による補償は行わない

- ・ 事業期間中に市が施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件で事業を継続させることを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、市が移設費用の全部又は一部を負担する。

- ・ 再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、月ごとの発電量やその他市が必要とする情報について市からの照会に応じること。

- ・ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

## 7. 責任分担の基本事項

上記（1.～6.）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙1」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ・事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、市へ写しを提出すること
- また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、施設の原状回復を行うものとする

- ・事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない

## 8. その他

市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	募集要項の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがある場合	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの(瑕疵を除く)	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画・設計段階	物価	物価変動		○	
	応募にかかる費用	応募にかかる費用の負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する調整	○	○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による運転開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	施設の使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○		
	金利	市中金利の変動		○	
維持管理関連	計画変更	市の責による事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○	
	市施設損傷		設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		○
			設備に起因する市施設への障害		○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○		
保証関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務		○	